

遠軽町新庁舎食堂運営に係る公募要項

遠軽町新庁舎における食堂の運営事業者（以下「営業事業者」という。）の募集に参加される方は、この要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

●新庁舎食堂の概要

位置等	紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 遠軽町新庁舎 3階（使用許可対象面積：36.82㎡）
使用期間	開庁日（※）から令和9年3月31日まで ※土・日・祝日及び年末年始を除く日 ※新庁舎の開庁日は、令和8年7月21日（火）予定
営業時間	遠軽町新庁舎の開庁時間（8時45分から17時30分）内で運営事業者が定めるものとする。

※食堂位置図、付属設備一覧については別紙を参照してください。

1 業務概要

遠軽町新庁舎3階に位置する食堂の運営を実施するにあたり、行政財産の使用許可により、食堂運営事業者が庁舎の一部（食堂の厨房部分）の使用を許可するものであり（委託事業ではありません。）、行政財産使用許可申請者をあらかじめ選定することを目的として、簡易プロポーザル方式で公募を実施するものです。

なお、障害者の就労機会創出に資する取組みを行う事業者については、特に評価の対象とします。

2 スケジュール

令和 8年 5月 1日（金）	公募開始、応募書類受付開始、質問受付開始
令和 8年 5月 22日（金）	質問受付締切
令和 8年 5月 29日（金）	応募書類受付締切
令和 8年 6月 12日（金）	営業事業者の決定
令和 8年 6月 26日（金）	行政財産使用許可申請書提出期限
令和 8年 7月 10日（金）	行政財産使用許可通知日
令和 8年 7月 13日（月）	食堂営業開始準備期間（許可期間開始日前日まで）
令和 8年 7月 21日（火）	許可期間開始日

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が営業事業者に応募することができます。

- (1) 遠軽町新庁舎内に設置する食堂の基本的な考え方及び使用の許可の趣旨を理解し、出店に意欲があること。
- (2) 個人の場合には、遠軽町内に在住していること。
- (3) 法人等の場合には、遠軽町内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (4) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。

① 成年被後見人

② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11号に規定する準禁治産者

- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
 - ⑦ 遠軽町の指名停止措置を受けている者又は遠軽町の指名停止に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適法な行為によるものである場合に限る。）を受けている者
- (5) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
- ① 遠軽町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 遠軽町が実施した競争又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が遠軽町と契約すること又は遠軽町との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により遠軽町が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなく遠軽町との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (6) 法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか又は確実に受ける見込みであること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (9) 最近3年間に於いて、1年以上継続した飲食業の営業実績をもつこと。
- (10) 町税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

4 使用条件

- (1) 使用許可の期間
- 使用許可の期間は、令和8年7月21日から令和9年3月31日までの期間とします。令和9年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は10年を限度とし、当初遠軽町が設定した使用条件を変更しないことを条件として1年毎に申請を行うことにより、使用許可を受けることができます。
- ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと遠軽町が判断した場合に限ります。
- (2) 行政財産使用料（以下「使用料」という。）
- ① 使用料

使用料は遠軽町行政財産使用料徴収条例（平成17年遠軽町条例第64号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき算定した額とします。
 - ② 加算料金

条例第4条に定める加算料金は、水道料金、冷暖房に要する経費等とします。

- ③ 使用料の納入
使用料は、年度ごとに遠軽町が発行する納入通知書により、遠軽町が指定する期限までに当該年度分を納入してください。
 - ④ 使用料の減免
使用料について、条例第5条の規定により特別な理由がある場合は、応募の際に提案してください。
 - ⑤ ガス代
ガスについては、営業事業者が個別にガス会社と契約することとし、ガス代は、直接、ガス会社にお支払いいただきます。
- (3) 必要経費の負担
- ① 営業事業者が負担すべき経費
 - ・ 食堂の営業に必要な各種手続きに要する経費
 - ・ 使用前、使用中における室内の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用
 - ・ 排水処理施設（グリストラップ）の定期清掃費用
 - ・ 使用前、使用中における遠軽町から貸与を受ける設備什器類等の維持補修に必要な費用
 - ・ 室内照明管球の調達・交換に要する費用
 - ・ 食器類の調達・交換に要する費用
 - ・ 運営事業者が調度品・設備機器等を持ち込んで設置する場合の設置・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用
 - ・ 事業者が個別に契約するガスに要する費用
- (4) 遵守事項及び使用上の制限
使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。
- ① 公募条件を遵守し、使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。
 - ② 食堂を営業する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。
 - ③ 使用期間中に3（6）に係る許認可等の取り消しを受けた場合は、直ちに当該許認可に係る営業を停止し、申し出てください。
 - ④ 排水処理施設（グリストラップ）の清掃を定期的実施してください。
- (5) 使用許可の取り消し
- ① 遠軽町が使用財産を公用又は公共用のために必要とするとき
 - ② 上記の使用条件に違反したとき
 - ③ 遠軽町暴力団排除条例（平成24年遠軽町条例第25号）第2条第1号から第3号に該当すると判明したとき
 - ④ 不正の手段により許可を受けたとき
 - ⑤ 使用財産の管理の不備により、事故等が発生したとき
 - ⑥ 使用者が周辺住民に害をおよぼし、又はその恐れがあるとき
 - ⑦ 使用財産の管理が良好でないとき
 - ⑧ 使用料を指定した納付期限までに納付しないとき

5 応募の手続き

本プロポーザルに参加を希望する営業事業者の受付手続等は、以下のとおりです。本要綱「3 応募資格要件」を満たしていることを確認の上、応募書類を提出してください。

(1) 応募書類の受付

① 受付期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月29日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

- ② 受付場所
遠軽町総務部総務課庁舎管理担当
住 所：北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1
電話番号：0158-42-4811（内213）
- ③ 提出方法
書類は必ず受付場所に持参してください。（ファックス、郵送等による提出は認めません。）
- ④ 費用の負担
応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 応募書類の内容
 - ① 応募申請書
 - ② 企画提案書
 - ③ 法人については、登記事項全部証明書
 - ④ 定款（最新のもの）
 - ⑤ 個人については、住民票及び本籍地の市町村長が発行する身分証明書
 - ⑥ 町民税の納税証明書
 - ⑦ 誓約書
 - ⑧ 最近3年間に1年以上営業した飲食店の営業許可証等の写し
 - ⑨ 会社概要等（会社のパンフレット等飲食業の営業実態が判断できるもの）
 - ⑩ 障害者の就労機会創出に資する取組みを行う事業者については、障害者就労支援事業所等であることがわかるもの
- (3) 応募書類の返却
応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。
- (4) 応募書類の不備
応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

6 質問の受付

- (1) 受付期間
公募開始日から令和8年5月22日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法
質問書（遠軽町指定様式）をご使用いただき、(1) 質問受付期間内に「5（1）②受付場所」までご持参されるか電子メールにて提出してください。
提出先：soumu@engaru.jp
 - ① 送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。
 - ② 質問への回答は遠軽町ホームページに掲示し、個別には回答しません。

7 営業事業者の決定

- (1) 営業事業者の決定は、遠軽町に設置する公募審査会において、提出された応募書類の審査を行い、「3 応募資格要件」に定める内容をすべて満たす事業者で、最も評価が高いと認められる者としてします。
なお、最も評価の高かった者が、募集条件等を満たしていないことが判明した場合は、その者を失格とし、次に評価が高いと認められる者が同様に募集条件等を満たしていないことが判明した場合は、以下同様とします。
- (2) 営業事業者の公表等
営業事業者の決定は、令和8年6月12日（金）の予定です。営業事業者を決定したときは、応募者全員に文書で通知するとともに、遠軽町ホームページに営業事業

者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

8 使用許可申請の手続き

営業事業者に決定した者は、令和8年6月26日（金）までに、行政財産使用許可申請書等を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》

- ① 行政財産使用許可申請書
- ② 使用位置図

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 営業事業者が応募者の資格を失った場合又は「3（6）」にかかる許認可等が得られなかった場合

10 その他留意事項

使用許可の手続きに関する一切の費用については、営業事業者の負担とします。

11 担当課（問い合わせ先）

紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

遠軽町総務部総務課庁舎管理担当

TEL 0158-42-4811

電子メール soumu@engaru.jp